

平成 30 年度門真市住居表示審議会議事録

○日 時 平成 30 年 12 月 21 日（金）午前 10 時～午前 10 時 30 分

○場 所 門真市役所別館 3 階 第 3 会議室

○出席者

（門真市住居表示審議会委員） 12 名中 11 名出席

竹林委員、橋本委員、佐藤委員、武田委員、久木元委員、熊本委員、寺前委員、
原委員、飼原委員、嶋名委員、奈須委員

（事務局） 8 名

まちづくり部 木村部長、小野次長

都市政策課 橋本課長、岩田参事、金森課長補佐、石水主査、米元係員、砂川係員

○議題案件：第 17 次住居表示の実施について（議案第 1 号）

事務局	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 門真市附属機関に関する条例施行規則第 5 条第 2 項に基づく本審議会成立の報告・ 市長挨拶・ 委員紹介・ 事務局紹介・ 資料確認・ 会長、副会長の選出 <p>私より、議案第 1 号「第 17 次住居表示の実施について」説明をさせていただきます。失礼いたしますが、着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>1 ページをお願いします。門真市長から住居表示審議会会長に対しての諮問書でございます。</p> <p>2 ページは、「新町名別面積と大字」でございます。今回、新設する町名「桑才町（くわざいちょう）」、面積「約 13.2ha」、旧大字「桑才及び三番」、新設する町名「ひえ島町（ひえじまちょう）」、面積「約 32.5ha」、旧大字「葎島」でございます。</p> <p>3 ページの住居表示現況図は、住居表示実施状況を示しております。赤色箇所が今回の実施区域でございます。</p> <p>4 ページは「現在の大字分布図」でございます。大字桑才、大字葎島及び大字三番の一部が実施対象になります。</p> <p>5 ページは「新町区画及び町名図」でございます。桑才町（くわざいちょう）及びひえ島町（ひえじまちょう）を新設いたします。</p> <p>以上が、議案書の説明でございます。引き続き、本案件についてパワーポイントにより、詳細を説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料 5 審議案件説明資料及び前の画面をご覧ください。はじめに住居表示の概要について説明させていただき、本日の案件でございます「町区画案」「町名案」について説明させていただきます。</p> <p>住居表示の概要について説明させていただきます。住居表示とは、地番とは異なり、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地にある住宅や事務所等の、施設の所在地を表示するものであります。</p> <p>住居表示に関する法律では、住居表示は、公共の福祉の増進に資することを目的とすると示されております。</p>
-----	--

次に、地番と住居表示についてであります。住居表示が実施されていない地域は、土地の地番を住所として使用しているため、地番が順序よく並んでいない、同一の地番に多くの家が密集しているなど、分かりにくい状況になっております。

住居表示は、建物に対して町名・街区符号・住居番号を付けることで、〇〇町（ちょう）〇番〇号という表記になり、分かりやすくなります。住居表示実施の利点としては、「住所が規則的に並び、目的地も分かりやすくなること」や、「行政事務の処理が早くでき、行政サービスが向上すること」などがあげられます。

次に、門真市における住居表示実施状況を説明させていただきます。第1次住居表示を昭和39年11月1日に実施して以降、平成30年12月1日施行の第16次住居表示まで完了しております。第16次住居表示完了時点で、市域面積1,230haのうち、実施面積は約1,139ha、実施率は約93%となっております。

黄色が実施済み区域、色の着いていない白い箇所が未実施区域でございます。本日、ご審議いただきます第17次住居表示実施箇所は、赤色の区域であります。

それでは、第17次住居表示の内容について説明させていただきます。はじめに、町区画についてであります。住居表示実施区域につきましては、北は門真第八水路、東は古川及び大阪中央環状線、南及び西は大阪市との市域境界に囲まれた約46haの地域が対象となっております。

町区画につきましては、総務省より、住居表示の実施基準が示されており、町の境界は、道路、鉄道もしくは軌道の線路、その他恒久的な施設又は河川、水路等によって定めるとし、町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成しているものとしております。これらの基準と今回実施する区域の現状を踏まえ、町区画案を設定するものであります。

1つ目の町区画の案につきましては、北は門真第八水路、東は古川、南は大字桑才と大字葎島の大字界、西は市道浜町桑才線に囲まれた、約13.2haでございます。南側の大字界につきましては、一定の里道や水路が存在していることから、この区域を立案するものであります。なお、現状の地番は、大字桑才と大字三番であります。

次の区域は、北は大字桑才と大字葎島の大字界、東は古川及び大阪中央環状線、南及び西は大阪市との市域境界に囲まれた約32.5haでございます。現状は大字葎島からなっております。以上の2区画が町区画案でございます。

次に、町名案について説明させていただきます。先ほど説明いたしました町区画案に、桑才町（くわざいちょう）、ひえ島町（ひえじまちょう）を新設するのが、今回の町名案でございます。町の名称の定め方につきましては、「住居表示に関する法律」において、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これによりがたいときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならないと定められております。また、住居表示の実施基準におきましても、常用漢字を用いるなど、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものに示されております。これを踏まえ、今回の町名案につきましては、従来の大字桑才と大字葎島からそれぞれ「桑才町」「ひえ島町」とし、葎の文字につきましては、読みやすく、かつ、簡明な町名とするため、ひらがなを立案するものであります。

最後に、今後のスケジュールについて説明させていただきます。今回の住居表示実施区域と住居表示の方法については、議決をいただいております。本日の審議会において、町区画と町名について、ご審議いただき、住居表示に関する法律第5条の2の規定により、字の区域の廃止及び変更、並びに町の新設の案を30日間公示いたします。その後、平成31年門真市議会第1回定例会に議案を提出し、来年の11月頃実施する予定であります。

	<p>簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>説明は終わりました。これより審議に入ります。ただいまの説明に対して、質疑はございませんか。</p>
委員	<p>16次までの実施率が93%ということで、今回の17次で実施率はかなり上がると思います。しかし、まだ100%には至っていませんが、住居表示未実施区域の市街化調整区域の見通しについてお聞きしたい。</p>
事務局	<p>住居表示未実施の市街化調整区域での見通しですが、市街化区域に編入され、市街化が進んでまいりましたら、住居表示を実施する予定でございます。第16次住居表示の北島東町につきましては、市街化が進みましたので、住居表示を実施しております。</p>
委員	<p>実施率はこれで何%になりますでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、17次住居表示が実施されましたら、96.35%になります。</p>
会長	<p>他に、意見はありませんか。</p>
委員	<p>葎島自治会では、かつて住居表示を実施するか否かという議論があり、反対意見が強くて実施できなかったのですが、今回、門真市内で最後の地域になりましたが、地元の了解をほぼ得る形で進めることが出来ました。葎島地区は門真市の端で、大阪市鶴見区や大東市の地域との関係が深く、鶴見区ができた昭和49年当時には町でありましたが、花博が開催された頃には、1丁目、2丁目と町名が区分されたということがあります。町名案を「ひえ島」という形で読みやすく、地元にも賛成していただける町名にさせていただいておりますが、ひえ島の後に1丁目、2丁目をつけて欲しいという強い要望があります。理由としましては、今後は淀川左岸道路も出来るが、すでに中央環状線と第二京阪で4分割されている、葎島荘園自治会の地域へは大阪市を通らないと行けないし、川を挟んで飛び地のような形になっており、この地域を通られる方は非常に迷われるからです。基準はあると思いますが、1丁目、2丁目といった形で、大阪市と合わせていただけると地元の賛成されている方もより納得されるのではないかと思います。今後、10年、15年以内にモノレールや淀川左岸道路が作られ、区画整理などによりまちづくりが行われて、そこで1丁目、2丁目とつけるよりは、現時点でしていただければ、地域の発展が促進されるのではないかと思います。住居表示に、1丁目、2丁目をつけていただきたいということを地元から強く言ってほしいということがありましたので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいま頂戴した意見では、大きな道路で区切られている等の理由により、1丁目、2丁目をつけて欲しいということでしたが、住居表示の実施基準として、街区数は多すぎたり、少なすぎたりしないようにするという定めがあります。市の考えとしては、30街区程度を基準として、丁目の必要性についての議論のベースとしております。ひえ島町は約30ha程度で、街区割は現在精査中ではありますが、今回のひえ島町の街区数は、およそ20から25程度で収まるのではないかと考えております。委員の意見のとおり、大きい道路等で分かれるほうが明確ではありますが、街区番号で分かれ、順序良く並ぶ形になるので、実施後の利便性については、丁目を</p>

	<p>つけなければ支障が出るという考えには至っておりませんので、今回の提案をご了承いただければと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>今後、街区数が増えることを前提に、ひえ島町から1丁目、2丁目に変更する必要性が生じてくるのではないかなと思っています。</p>
会長	<p>他にございませんか。特に、意見がないようですので、審議を終了いたします。それでは、お諮りいたします。議案第1号「第17次住居表示の実施について」原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第1号「第17次住居表示の実施について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。 以上で議案審議は終わりました。議事の運営にご協力賜りましたことを厚くお礼申し上げます。それでは事務局に進行をお返しします。</p>
司会	<p>佐藤会長、委員の皆様、ありがとうございました。 おかげさまで、本日の議案について原案どおり承認いただきました事をお礼申し上げます。これで平成30年度住居表示審議会を終了いたします。 本日はご審議についてご協力賜りましたことをお礼申し上げます。どうもありがとうございました。</p>